

事務所通信



Vol. 8 2014.3.3 発行

西村泰成行政書士事務所

〒524-0013

滋賀県守山市下之郷1-6-47

(ららぽーと守山さんから徒歩1分)

電話：077-532-7123

FAX：050-3730-6464

メール：n-gyousei@gaia.eonet.ne.jp

市町村長申立とは？

成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や家族ともに申立を行うことが難しい場合など、特に必要があるときは市区町村長が申し立てすることができます。

具体的には、下記の場合に対象となると思われます。

- ・ 2親等内の親族がいない場合
- ・ 2親等内の親族がいても、音信不通だったり、申立を拒否している場合
- ・ 虐待等の理由により、親族による申立が適当でない場合 など

また成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、申立費用、報酬等の費用負担が困難なため利用することができない場合に、各市区町村から必要な費用について補助を受けることができます。

これらは法律に基づく厚生労働省による事業ですが、実際の運用は各市区町村で制定される規則によります。

実際の運用内容は各市区町村により異なりますので、利用を検討する際には各市区村の担当部署へお問い合わせください。

成年後見相談窓口

成年後見に関するご相談は当事務所の他に、下記での電話相談も可能ですのでご紹介します。

○一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター 本部（日本行政書士会連合会館内）

平日 13:00～16:00 まで ☎0120-874-780

○一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター 滋賀県支部（滋賀県行政書士会館内）

平日 9:30～17:00 まで ☎077-523-4610

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターとは全国の行政書士のうち、成年後見に関する十分な知識・経験を有するものを正会員とする一般社団法人です。ご高齢の方、障がいのある方が、その人らしい自立した生活が安心して送れるよう、財産管理、身上監護を行ってサポートいたします。

編集後記

寒さもずいぶんと緩んできました。この時期梅が見ごろとなるようです。

滋賀県内にも数多くの梅の名所がありますが、4か所ほどご紹介させていただきます。



「石山寺」
2月下旬から3月中旬ごろ



「叶匠寿庵 寿長生の郷」
2月下旬から3月下旬ごろ



「手おりの里金剛苑」
4月上旬から5月上旬ごろ



「多賀大社」
3月下旬から4月中旬ごろ

事務所のご案内

営業時間：月～金 9時～17時（休日・時間外対応可能です）

業務内容：成年後見、遺言、相続、他

相談予約：ご相談の場合は事前にご連絡いただくとありがたいです

所属団体：滋賀県行政書士会、コスモス滋賀、守山商工会議所

